

ほかにも差別解消に向けた法律が制定されています。

「障害者差別解消法」

正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
平成28(2016).4.1施行

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら、共に幸せに生きる社会をつくることを目指しています。

●不当な差別的取扱いの禁止

この法律は、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような差別行為を禁止しています。



●合理的配慮の提供

この法律は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応をお願いされた時に、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められています。

「ヘイトスピーチ解消法」

正式名称「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成28(2016).6.3施行

ヘイトスピーチとは…

特定の人種、宗教、性的指向などを持つ個人や集団に向けて、差別的意図のもとに行われる差別や暴力行為を煽る言動などを指します。

その他にも、職業や外見、国籍、性別や障がいなど、個人が抱えている属性を、誹謗中傷したりすることも該当します。



●不当な差別的言動のない社会の実現

この法律は、ヘイトスピーチの解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するように求めています。

ヘイトスピーチにあたる差別的言動は不法行為となります！

生まれた場所や障がいの有無、国籍などの違いに関係なく、誰もが暮らしやすい社会を作しましょう！

「部落差別解消推進法」が

施行されました！



～すべてのひとの人権尊重のために～

きく よう まち
菊陽町
さくようまちじんけんきょういくすいしんきょうぎかい
菊陽町人権教育推進協議会

正式な名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年（2016年）12月16日に公布、施行されました。

全6条からなる法律で「部落差別」の名称がついた初めての法律になります。

かつての事業法の復活ではなく、「部落差別のない社会を実現することを目的」とした広く社会に向けた法律です。

今回の法律には、期限が定められていません。「部落差別の解消を推進する」という理念的な恒久法です。

どのような法律なのでしょうか？

この法律のポイント

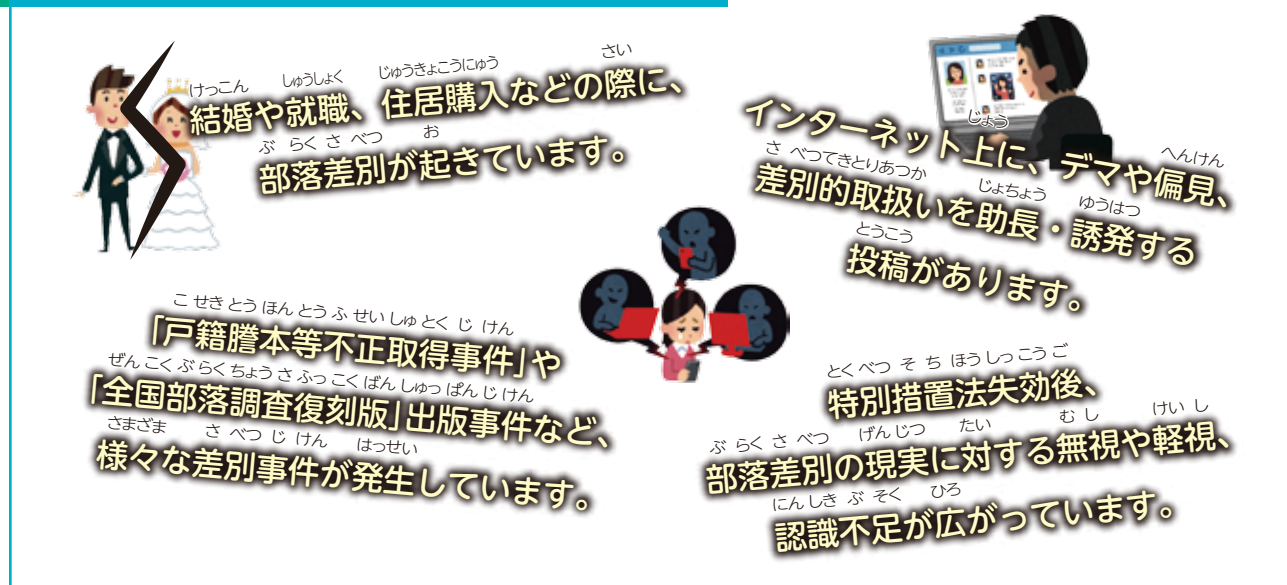
- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示されました。
(第一条)
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」、
「解消することが重要な課題である」と明記されました。
(第一条)
- 部落差別を解消するための教育及び啓発の必要性が明記されました。
(第五条)



Q 部落差別とは？

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることやそこに住んでいる、住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるという、我が国固有の重大な人権問題です。残念ながら、今もなお、結婚の際の身元調査やいわれなき差別発言、不当な差別待遇の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みや、心ない誹謗中傷の書込みがなされるといった事案が発生しています。

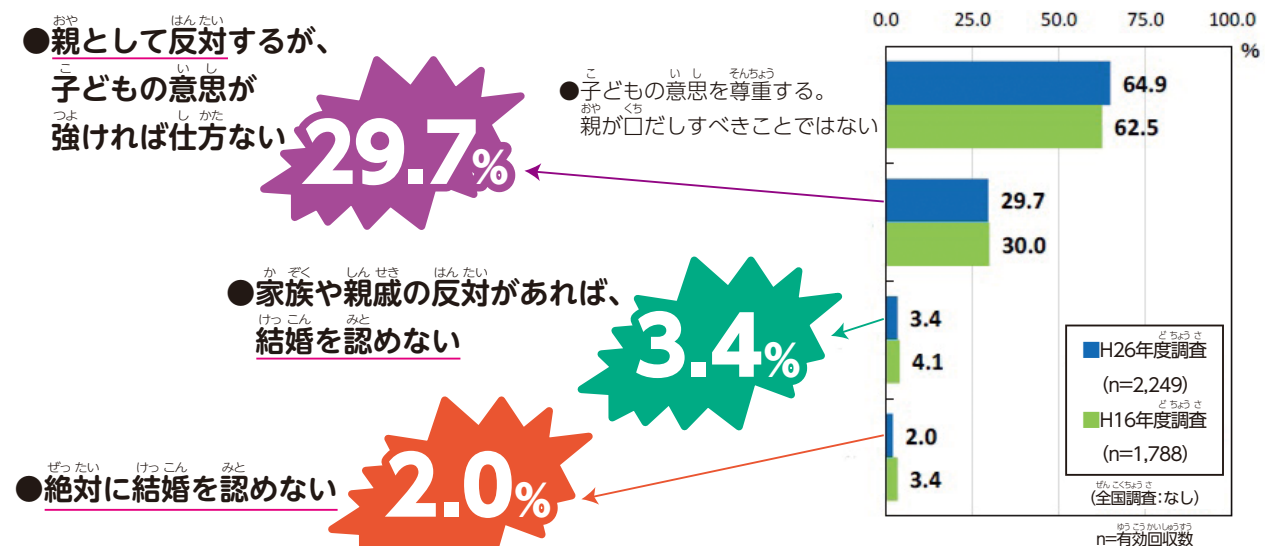
Q なぜこの法律が施行されたの？



くまもと 熊本県では…

「平成27年3月 人権に関する県民意識調査報告書（熊本県）」より抜粋

子どもの結婚相手が同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域）出身者であった場合の対応



部落差別解消のためのこれまでの取組

- 1965 (昭和40) 年 「同和対策審議会答申」
- 1969 (昭和44) 年 「同和対策事業特別措置法 (同対法)」【時限法】
- 1982 (昭和57) 年 「地域改善対策特別措置法 (地対法)」【時限法】
- 1987 (昭和62) 年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)」【時限法】
- 1993 (平成5) 年 同和地区実態把握等調査 (総務庁地域改善対策室)
- 1996 (平成8) 年 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (意見具申)」
- 2000 (平成12) 年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
- 2002 (平成14) 年 特別措置法の法期限切れ
- 2016 (平成28) 年 「部落差別の解消の推進に関する法律」【恒久法】

「部落差別解消推進法」全文をじっくり読んでみましょう！

部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年法律第109号)

- (目的)
- 第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って**部落差別に関する状況の変化**が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないもの**であるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的**とする。
- (基本理念)
- 第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解**を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。
- (国及び地方公共団体の責務)
- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、**部落差別の解消に関し**、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、**その地域の実情に応じた施策を講ずる**よう努めるものとする。
- (相談体制の充実)
- 第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、**部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実**を図るよう努めるものとする。
- (教育及び啓発)
- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、**部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う**よう努めるものとする。
- (部落差別の実態に係る調査)
- 第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、**部落差別の実態に係る調査**を行うものとする。
- 附 則
- この法律は、公布の日から施行する。

※下線・赤字は菊陽町にて記入